

財務省告示第四百二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十四年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十四年十一月二十九日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十四年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	五トン
四	一八、二二トン
五	五七三トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一七六トン	四二トン	七、二八三トン	六二、一三三トン	一七、七八トン	四九トン	二五三、六九トン	八七五、八八四トン	三、四七、九五七トン	五四、一一トン	三、六六トン	三、三三五トン	一七、八三七トン	二トン	トン	一五トン

二九	一、一二五トン
二八	一六五トン
二七	八、二六八トン
二六	一、五一五トン
二五	トン
二四	二・八六トン
二三	四、一六八トン
二三	一 二二トン
二二	二二、五二六トン